

第2節 誰もが希望する幼児教育と保育サービスを受けられるように

1 待機児童の解消や幼児教育と保育の質の向上等を図る

1) 保育所待機児童の解消

2010（平成22）年4月には、保育所の定員が215万7,890人（対前年比2万5,809人増）となり、就学前児童の保育所利用児童割合（保育所利用児童数÷就学前児童数）も32.2%（対前年比0.9ポイント増）となったところである。しかしながら、保育所の定員増にもかかわらず、保育所待機児童数については3年連続で増加し、2万6,275人（対前年比891人増）となっている。また、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき、待機児童が50人以上おり、保育事業等の供給体制の確保に関する計画を策定することが義務付けられている特定市区町村は101となっており、対前年同

（新たに特定市区町村になったもの11、特定市区町村から外れたもの11）という状況となっている。

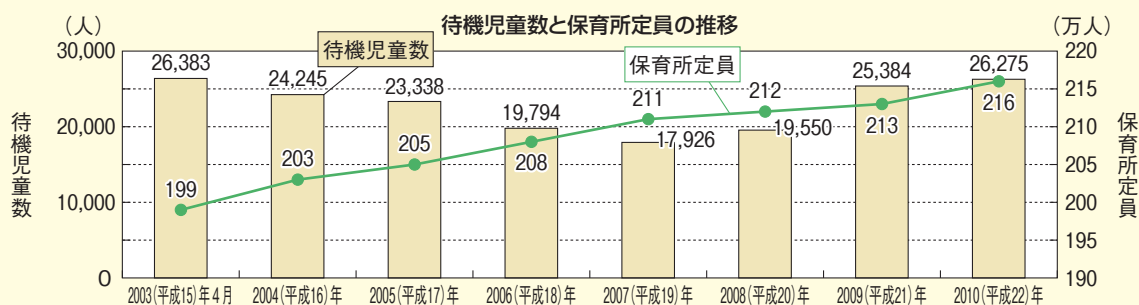
保育所待機児童の解消に当たっては、「子ども・子育てビジョン」を踏まえて、保育サービスの定員を毎年約5万人ずつ増加する目標値を設定し、この目標を達成するため、2011（平成23）年度予算において、保育所運営費の確保による保育サービスの量的拡充などを図ることとしている。

また、2008（平成20）年度第2次補正予算において都道府県に創設した「安心こども基金」を、2010年度補正予算において積み増しするとともに、2010年度末までとしていた事業実施期限を2011年度末まで延長し、保育所の整備や認定こども園への支援などを、集中的に進めている。

さらに、喫緊の課題である待機児童解消の

第2-2-2図 保育所待機児童の現状

- 2010（平成22）年4月1日現在の待機児童数は2万6,275人（3年続けて増加）
- 待機児童が多い地域の固定化
 - ・待機児童50人以上の特定市区町村（101市区町村）で待機児童総数の約83%を占める
- 低年齢児（0～2歳）の待機児童数が全体の約82%
- 子ども・子育てビジョン（2010年1月29日閣議決定）を策定するとともに、安心こども基金による保育所整備等を推進している。
- さらに、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」に基づき、地域の余裕スペースの活用等による認可保育所の分園等設置の促進などを進める。



資料：厚生労働省資料

第2-2-3表 保育計画を策定する市区町村（待機児童数50人以上）

(2010（平成22）年4月1日現在)

	都道府県	市区町村	待機児童数	対前年増減		都道府県	市区町村	待機児童数	対前年増減
1	神奈川県	横浜市	1,552	262	53	埼玉県	所沢市	136	4
2	神奈川県	川崎市	1,076	363	54	東京都	中野区	136	▲54
3	北海道	札幌市	840	438	55	埼玉県	川越市	124	▲49
4	東京都	世田谷区	725	112	56	東京都	北区	119	31
5	愛知県	名古屋市	598	3	57	東京都	小平市	119	23
6	宮城県	仙台市	594	▲26	58	神奈川県	大和市	119	31
7	東京都	練馬区	552	123	59	福岡県	粕屋町	117	70
8	神奈川県	相模原市	514	75	60	熊本県	合志市	115	44
9	東京都	八王子市	496	43	61	東京都	東久留米市	113	17
10	福岡県	福岡市	489	16	62	沖縄県	那覇市	112	▲91
11	東京都	板橋区	461	▲20	63	東京都	立川市	108	15
12	東京都	足立区	436	18	64	東京都	文京区	106	20
13	兵庫県	神戸市	423	▲60	65	京都府	宇治市	105	28
14	東京都	大田区	402	88	66	埼玉県	川口市	102	▲21
15	東京都	町田市	396	▲21	100人以上小計			19,155	2,001
16	鹿児島県	鹿児島市	357	▲2	67	沖縄県	豊見城市	99	57
17	東京都	江東区	351	39	68	東京都	東大和市	96	14
18	千葉県	千葉市	324	6	69	埼玉県	和光市	93	29
19	兵庫県	西宮市	310	87	70	東京都	小金井市	91	▲26
20	東京都	江戸川区	295	57	71	奈良県	奈良市	91	26
21	大阪府	堺市	290	▲55	72	滋賀県	大津市	90	▲5
22	神奈川県	藤沢市	287	143	73	兵庫県	明石市	88	56
23	東京都	港区	274	11	74	埼玉県	新座市	86	10
24	静岡県	浜松市	253	119	75	北海道	旭川市	84	▲138
25	東京都	調布市	249	28	76	東京都	新宿区	83	13
26	東京都	三鷹市	243	51	77	千葉県	市原市	82	▲32
27	沖縄県	浦添市	238	41	78	千葉県	浦安市	82	▲14
28	京都府	京都市	236	56	79	東京都	武蔵野市	81	2
29	東京都	府中市	227	▲74	80	大阪府	茨木市	81	47
30	千葉県	市川市	220	▲7	81	大阪府	八尾市	81	32
31	広島県	広島市	220	130	82	東京都	武蔵村山市	80	23
32	大阪府	東大阪市	220	▲26	83	東京都	渋谷区	78	0
33	東京都	多摩市	218	42	84	沖縄県	西原町	78	▲10
34	東京都	東村山市	209	62	85	千葉県	流山市	74	11
35	大阪府	大阪市	205	▲403	86	東京都	国分寺市	74	▲27
36	沖縄県	沖縄市	194	▲29	87	沖縄県	南城市	72	▲21
37	千葉県	柏市	183	61	88	東京都	狛江市	71	▲4
38	東京都	西東京市	179	45	89	奈良県	生駒市	71	57
39	千葉県	船橋市	174	80	90	滋賀県	近江八幡市	70	20
40	秋田県	秋田市	173	18	91	沖縄県	石垣市	70	21
41	神奈川県	茅ヶ崎市	167	24	92	沖縄県	北谷町	70	9
42	大阪府	高槻市	166	88	93	茨城県	水戸市	69	▲71
43	山形県	山形市	162	▲36	94	東京都	品川区	66	▲57
44	東京都	日野市	162	26	95	沖縄県	読谷村	64	▲32
45	東京都	豊島区	161	39	96	大阪府	吹田市	63	▲21
46	埼玉県	さいたま市	154	▲23	97	埼玉県	朝霞市	62	14
47	東京都	中央区	152	20	98	埼玉県	越谷市	61	18
48	沖縄県	うるま市	151	24	99	東京都	稲城市	61	▲38
49	東京都	墨田区	145	▲73	100	神奈川県	鎌倉市	57	13
50	沖縄県	宜野湾市	141	▲94	101	東京都	目黒区	51	▲93
51	沖縄県	糸満市	141	▲33	50人～99人小計			2,670	▲117
52	東京都	葛飾区	139	77	50人～99人、100人以上合計			21,825	1,884

資料：厚生労働省資料

第2-2-4図 安心こども基金の概要

安心こども基金の概要	
安心こども基金 総額（国費）	3,700億円
	2008年度第2次補正予算 1,000億円 2009年度第1次補正予算 1,500億円 2009年度第2次補正予算 200億円 2010年度補正予算 1,000億円
安心こども基金（2008年度第2次補正予算）	1,000億円
基金創設（2008年度～2010年度）により、新待機児童ゼロ作戦（保育所等緊急整備事業（一部、補助率の引き上げ）等）の前倒し実施→15万人分の受入体制の整備	
安心こども基金の拡充（2009年度第1次補正予算）	1,500億円
1 保育サービス等の充実…雇用情勢悪化等による待機児童の増加に対し、速効性のある対応等 2 すべての家庭を対象とした地域子育て支援の充実…創意工夫により地域の子育て力をはぐくむ取組等の拡充 3 ひとり親家庭等への支援の拡充…厳しい雇用情勢下、資格取得支援とその間の生活保障、在宅就業支援等 4 社会的養護の拡充…児童養護施設等の生活環境改善、安定した就職が困難な退所児童の生活・就業支援等	
安心こども基金の拡充（2009年度第2次補正予算）	200億円
待機児童解消のため、地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館等）を活用した、 ○小規模な認可保育所（分園等）の設置に係る施設整備、賃貸料、改修費 ○家庭的保育の実施場所の改修費や賃貸料 について補助基準額及び補助率の引き上げ	
安心こども基金の拡充・延長（2010年度補正予算）	1,000億円
安心こども基金を積み増すとともに事業実施期限を平成23年度末まで延長する 1 保育サービス等の充実として、待機児童の解消等を図るための保育所の整備事業等を実施 2 すべての家庭を対象とした地域子育て支援の充実 3 児童虐待防止対策の強化として、子どもの安全確認の強化のための補助職員の雇い上げや広報啓発など（新規） 以上のほか、社会的養護の拡充やひとり親家庭等への支援についても、事業を継続実施	

資料：厚生労働省資料

第2-2-5表 年齢区分別待機児童数

(2010年4月1日現在)

	利用児童数		待機児童数	
	人数	割合	人数	割合
低年齢児（0～2歳）	742,085人	35.7%	21,537人	82.0%
うち0歳児	99,223人	4.8%	3,708人	14.1%
うち1・2歳児	642,862人	30.9%	17,829人	67.9%
3歳以上児	1,338,029人	64.3%	4,738人	18.0%
全年齢児計	2,080,114人	100.0%	26,275人	100.0%

資料：厚生労働省資料

ため、内閣総理大臣指示により、内閣府特命担当大臣（少子化対策担当）を主査として「待機児童ゼロ特命チーム」を設置し、2010年11月29日に「国と自治体が一体的に取り組む待

機児童解消『先取り』プロジェクト」を取りまとめた。このプロジェクトに基づいて、質の確保された認可外保育施設への助成や、複数の家庭的保育者（保育ママ）によるグルー

プ型小規模保育事業などを進めていくこととしている（詳細は、第1部第1章第1節を参照）。

加えて、都市再生機構賃貸住宅では、地方公共団体と連携しつつ、団地再生事業等により生じた整備敷地や既存の空き店舗等の活用による、保育所の設置に努めている。なお、2009（平成21）年度末現在で307件の実績がある。

2) 多様な保育サービスの提供

多様な保育ニーズに対応するため、延長保育、夜間保育、病児・病後児保育事業等についても、引き続き推進を図っている。さらに、保育サービスの供給増を図るため、地域の保育資源として認可外保育施設が認可保育所に移行するために必要な補助を行っている。

(1) 延長保育

保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、11時間の開所時間を超えて保育を実施する事業であり、当該事業を実施している民間保育所に対して必要な補助を行っている（2009（平成21）年度実施か所数：15,901か所）。

(2) 夜間保育

おおむね午後10時頃まで開所する夜間保育所に対して必要な補助を行っている（2009年度実施か所数：77か所）。

(3) 病児・病後児保育

保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合がある。こうした保育需要に対応するため、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応等を行うことで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする病児・病後児保育事業を実施している（2009年度実施

か所数：1,250か所）。

さらに、2011（平成23）年度から、保護者が家庭で保育できない期間において、病気の児童の自宅を訪問し一時的に保育する事業を創設した。

(4) 特定保育

保護者の就労形態の多様化（パート就労の増大等）に伴う子どもの保育需要の変化に対応するため、週2、3日程度又は午前か午後のみなど必要に応じて柔軟に利用できる保育サービスとして特定保育事業を実施している（2009年度実施か所数：1,269か所）。

(5) 事業所内保育

事業所内保育施設については、労働者のための保育施設を事業所内に設置・運営及び増築等を行う事業主または事業主団体に、その費用の一部を助成している（2009年度助成件数：433件）。

また、複数企業間での共同設置を含む事業所内保育施設の設置等を推進するため、保育分野等において民間事業者の参入を促進するための制度環境整備に資する調査研究を実施した。2011（平成23）年度予算ではその結果を踏まえて、新しい事業所内保育施設の在り方等を始めとした制度環境整備に関する調査研究を引き続き行うこととしている。

3) 家庭的保育（保育ママ）の普及促進

保育需要の増加に対応するため、家庭的保育事業（保育ママ。保育所等と連携しながら、保育者の居宅等において少人数の就学前児童を保育する）を実施する市区町村に対し、必要な経費の補助を行っている（2010（平成22）年度予算対象児童数：10,000人）。また、複数の家庭的保育者が同一の場所で実施する「グループ型小規模保育事業」を進めていくこととしている。

なお、家庭的保育事業（保育ママ）は、

2010年度から、児童福祉法上の事業として法律上位置付けられることとなった。

4) 幼児教育と保育の質の向上

幼児教育については、教育基本法（昭和22年法律第25号）等の改正や、近年の子どもの育ちや社会の変化を踏まえ、2008（平成20）年3月に幼稚園教育要領の改訂を行い、2009（平成21）年4月から実施している。幼稚園教育の一層の理解推進を図るため、国及び都道府県において、幼稚園長や幼稚園教諭等を対象とした協議会を開催するとともに、幼児教育の改善・充実のための調査研究を実施し、幼児教育の質の向上を図っている。

また、2010（平成22）年には、「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方に関する調査研究協力者会議」において、子どもの発達と学びの連続性を踏まえた幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について検討を行い、同年11月に報告書が取りまとめられた。

保育所については、子どもの視点に立ったサービスの向上を目指し第三者評価事業を推進している。2004（平成16）年5月には、保育を含む福祉サービスの第三者評価事業の普及を図るため、第三者評価事業の推進体制や評価基準の指針を定めた。さらに、保育所の特性に着目した評価基準の指針について、2005（平成17）年5月に通知を发出、2011（平成23）年3月に一部改正し、周知を図った。また、2009年に告示化された保育所保育指針において、保育所及び保育士の自己評価について、努力義務を新たに定め、2009年3月に

「保育所における自己評価ガイドライン」を作成した。

5) 幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築

幼保一体化を含め、新たな次世代育成支援のための制度・給付・財源の包括的・一元的な制度（以下「子ども・子育て新システム」という。）の構築を進めるため、2010（平成22）年1月に関係閣僚で構成する「子ども・子育て新システム検討会議」を立ち上げた。同会議の下で作業グループを開催し、関係者からのヒアリング等を行い、同年6月に「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」を同会議において取りまとめ、少子化社会対策会議に報告、決定された。

その後、より具体的な制度の検討を進めるため、同会議の下で有識者等の参画を得て3つのワーキングチームを開催し、関連法案の早期提出を目指し、議論を進めている（詳細については、第1部第1章第2節を参照）。

2 放課後対策に取り組む

1) 「放課後子どもプラン（放課後児童クラブ・放課後子ども教室）」の推進

2007（平成19）年度に、文部科学省と厚生労働省が連携・協力して、地域社会の中で、放課後や夏休みなどの長期休暇時に子どもた

第2-2-6表 認定こども園の認定件数（2011年4月1日現在）

	件数	(内訳)			
		幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
認定こども園の認定件数	762件	406件	225件	100件	31件

資料：文部科学省・厚生労働省幼保連携推進室資料

ちの安全で健やかな居場所づくりを推進し、総合的な放課後児童対策として実施する「放課後子どもプラン」を創設した。

本プランの実施に至った背景には、少子化や核家族化が進行し、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化して、家庭や地域社会における子育て力や教育力の低下が問題となっている中で、特に、

- ・放課後等に異年齢の子ども同士で遊んだり、交流したりする機会が少なくなってきたこと、
 - ・子どもを巻き込む犯罪や事件の増加により、子どもが安心して過ごせる場所の確保が困難になってきたこと、
 - ・就労や社会参加を希望する女性が増加する中、子育てと仕事の両立を支援する環境づくりをより一層進める必要があること、
- などにより、就学期の子どもや子育て家庭にとって、放課後等に子どもたちが安全な場所で安心して過ごすことができ、地域のボランティア等の協力・参画を得て、様々な体験や交流を深められる取組が強く求められていたことがある。

また、「放課後子どもプラン」は、各市町村において、小学校の余裕教室や地域の児童館・公民館などを活用して、すべての子ども（主に小学生）を対象に、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する「放課後子ども教室推進事業」（文部科学省

所管）と、主に小学校3年生までの共働き家庭など留守家庭の子どもを対象に、適切な遊びや家庭に代わって安心感のある安定した生活の場を提供する「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」（厚生労働省所管）の両事業を一体的あるいは連携して、原則としてすべての小学校区での実施を目指すものである。

2010（平成22）年度では、放課後子ども教室が9,280か所（実施予定含む）、放課後児童クラブが1万9,946か所での実施となっている。

2）放課後児童クラブの充実

就労希望者の潜在的なニーズに対応し、放課後児童クラブを利用したい人が必要なサービスを受けられるよう、受入児童数の拡充を図ることとしている。

具体的には対象児童(小学校1～3年生)のうち、放課後児童クラブを利用する人の割合については、潜在需要を合わせると、2017（平成29）年度には40%に達すると見込まれており、2014（平成26）年度までに32%のサービス提供割合を目指すこととしている。

また、放課後児童クラブを生活の場としている子どもの健全育成を図るため、「放課後児童クラブガイドライン」を踏まえ、放課後児童クラブの質の向上を図ることとしている。

第2-2-7表 放課後子どもプランの実施状況（2010年度）

	放課後子ども教室 (4月現在(予定含む))	放課後児童クラブ (5月1日現在)
実施か所数	9,280か所(43.8%)	19,946か所(94.1%)
実施市町村数	1,065市町村	1,580市町村
登録児童数	—	814,439人

資料：文部科学省及び厚生労働省資料

注：実施か所数のカッコ内は、小学校数に対する実施か所数の割合